

指定居宅サービス事業者	管理者	様
指定介護予防サービス事業者	管理者	様
指定地域密着型サービス事業者	管理者	様
指定地域密着型介護予防サービス事業者	管理者	様
指定居宅介護支援事業者	管理者	様
指定介護予防支援事業者	管理者	様

さいたま市保険福祉局福祉部介護保険課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する 利用料の免除等の運用について

日頃から、本市の介護保険事業の推進について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり厚生労働省老健局介護保険計画課他から「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」(以下「免除等の運用通知」という。) 「東日本大震災による被災者に係る利用料等の取扱いについて」及び「東日本大震災による被災者に係る被保険者証の提示等及び地方自治体における第5期介護保険事業(支援)計画及び老人福祉計画の弾力的な策定について」(以下「被保険者証の提示通知」という。) 通知がありました。

つきましては、当該通知に伴い、被災した介護保険の被保険者に対する取扱いについて、下記のとおりといたしますので、介護サービス事業者は申請等について必要な協力をしていただくとともに、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

また、震災に係る発出文書及び減免申請書は、本市ホームページにも掲載しておりますので、定期的にご確認ください。

<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1300941809635/index.html>

記

1 利用料の免除の取扱いについて(免除等の運用通知の第1の3参照)

利用料の支払猶予については、平成23年6月30日サービス提供分まで継続する。なお、平成23年7月1日サービス提供分からは、原則として利用料免除証明書(以下「免除証明書」という。) を介護サービス事業者に提示した場合に、利用料が免除されるものとする。

については、現在、利用料等の支払を猶予している利用者について、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行い、免除証明書の交付を受けること。

なお、利用料の免除適用期間については、現在のところ、平成24年2月29日までの予定をしている。(ただし、免除等の運用通知の第1の1(1) に該当す

る被保険者は、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまで、1(1) 又は 若しくは(2) に該当する被保険者であって、当該指示が解除されたものについては、別途定める日までとする。)

2 食費及び居住費等に関する補助の取扱いについて(免除等の運用通知の第2の3参照)

現在、食費及び居住費等の支払を猶予している利用者又は食費及び居住費等に関する補助の対象者は、市町村(保険者)に補助の申請を行い、減免認定証の交付を受けること。

また、食費及び居住費の補助は、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定(介護予防)短期入所生活介護、指定(介護予防)短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスについて適用となる。

なお、食費及び居住費等の減免適用期間については、平成23年8月31日までの予定としている。ただし、適用期間が延長された場合については、その時点で追って通知する。

3 資格確認書の取扱いについて

「東北地方太平洋沖地震等による介護保険サービス利用者負担の支払猶予及び被災者資格確認書について」(平成23年3月23日付け保福介第4046号さいたま市福祉部介護保険課長)で通知した「資格確認書」の取扱いについては、平成23年6月30日サービス提供分までの取扱いとする。

なお、平成23年7月1日以降は、「被保険者証の提示通知」のとおり、原則として被保険者証を提示することにより資格確認を行う取扱いとなるため、介護サービス事業者は、被保険者証を消失等した者に対して、被保険者証の再交付を受けるように周知すること。

【担当】

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課

担当：安川・白河

電話 048-829-1264